

令和5年11月14日
市民局防災企画課

市政記者各位

パナソニック ホールディングス株式会社との 「災害時における物資供給に関する協定」の締結について

1 趣旨

福岡市では、大規模な災害が発生した場合などに迅速な応急対策が行えるよう、企業や団体と様々な災害時応援協定の締結を進めています。

この度、パナソニック ホールディングス株式会社との間で「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、災害発生時、避難所等で使用する乾電池や乾電池式モバイルバッテリー、LEDランタンの緊急調達が可能となります。

2 協定概要

(1) 協定の相手方

パナソニック ホールディングス株式会社
執行役員 三島 茂樹（みしま しげき） 氏

(2) 協定締結日

令和5年11月14日（火）

(3) 供給物資

- ・乾電池（単一・単三・単四）
- ・乾電池式モバイルバッテリー
- ・LEDランタン

※市の要請に基づき、パナソニック ホールディングス株式会社が上記趣旨にて保有する在庫量の範囲内で提供されます。

【問い合わせ先】

福岡市市民局 防災企画課 米倉・長嶋
TEL：711-4056（内線1727）

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とパナソニックグループ代表のパナソニック ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとし、備蓄量について「物資備蓄量」（別紙様式第 1 号）の通りとする。

- (1) 乾電池（単一・単三・単四）
- (2) 乾電池式モバイルバッテリー
- (3) LED ランタン

（要請の方法）

第 4 条 第 2 条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第 2 号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第 3 号）により甲に報告するものとする。

（物資の保管および引渡し場所）

第 6 条 物資の保管及び引渡し場所は乙が指定するパナソニック コネクト株式会社 福岡拠点（福岡市博多区美野島 4 丁目 1 番 6 2 号）とする。

（運搬および引渡し）

第 7 条 甲が乙に供給を要請した物資の運搬および引渡しについては、乙の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として甲が行うものとし、甲は、第 6 条で定める場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けて被災者が避難する場所へ運搬するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 乙が供給した物資の代金は乙が負担し、物資の運搬に要した費用は甲が負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を「連絡先報告届」(別紙様式第4号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第12条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月14日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニックホールディングス株式会社
執行役員 三島 茂樹